

2階建て木造住宅等の

完了検査の実施方法※1が変わります

※1 県及び県内の特定行政庁となる市へ申請する場合は対象

ポイント

- ✓ 建築基準法の改正により、令和7年4月1日以降に着工する2階建て木造住宅等は検査省略制度（旧4号特例）の対象外となり、**全ての建築基準関係規定に適合するかを検査**します。
- ✓ 併せて、建築物省エネ法の改正により、**省エネ基準に関する検査も必要**になります。
- ✓ 2階建て木造住宅等について円滑な検査を実施するため、**必要資料の提出・準備をお願いします。**

①対象となる建築物（以下のすべてに該当）

- 令和7年4月1日以降に着工 木造 階数2以下 延べ面積300㎡以下
 改正後の法第6条第1項第1号又は項第3号に該当しない

②完了検査申請時に提出していただく書類

- 完了検査申請書（別記第19号様式）
- 委任状
- 構造関係基準に係る**工事監理報告書※3**
- 省エネ関係基準に係る**工事監理報告書※3**
- 軽微な変更該当説明（証明）書（省エネ）
- 必ず提出
- 該当する場合のみ提出
- ◎ 該当するものを1つ以上提出
- ◎ 省エネ適判・軽微な変更による要した図書等
- ◎ 設計住宅性能評価、長期優良住宅認定に要した図書等
- ◎ 建設住宅性能評価に係る検査報告書
- ◎ 建築物省エネ法施行規則第8条各号の認定等に要した図書等

※3 様式は下記の県ホームページからダウンロード可能

③完了検査時に準備していただく書類

- 工事施工者が作成する各工程の**自主検査記録**
- 構造上主要な部分、指定建築材料、省エネ基準関係資材・設備の**納品書、納入仕様書等**
- 各工程の**工事写真**



栃木県庁のホームページ（トップ画面）のサイト内検索「建築行政連絡協議会」

建築行政連絡協議会



【2階建て木造住宅等における工事写真リストの例】

対象	写真の部分
材料	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包など <input type="checkbox"/> 鉄筋、コンクリート、柱、はり、筋かい、耐力面材、土台等木材、接合金物・接合具
基礎	地業後 <input type="checkbox"/> 支持地盤の状況
	コンクリート打設前 <input type="checkbox"/> 配筋の状況（底盤、立上がり、開口補強、配管用スリーブ等） <input type="checkbox"/> アンカーボルト（ホールダウン用、土台用）の設置状況（埋め込み長さ、フック） <input type="checkbox"/> 型枠の施工状況（各部の寸法、立上がり型枠補強）
	コンクリート打設後 <input type="checkbox"/> 脱型時期の記録 <input type="checkbox"/> ジャンカ、コールドジョイント等の有無
木造の部分	<input type="checkbox"/> 防腐防蟻処理の範囲 <input type="checkbox"/> 柱、筋かい、耐力面材、火打材、桁行筋かい等構造材の配置 <input type="checkbox"/> 接合金物の配置：柱頭・柱脚、筋かい端部、火打、土台 <input type="checkbox"/> 接合部に応じた接合具の種類、本数 <input type="checkbox"/> 耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔
屋根	<input type="checkbox"/> 瓦、屋根ふき材の留付状況
大臣認定品	<input type="checkbox"/> 耐力壁、準耐力壁等
外皮の部分（省エネ関係）	<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、床等の断熱材等の材料、設置・施工状況

④その他留意事項

- 検査に必要な書類や工事写真等が不足している場合、検査済証を交付できないことがあります。
- 完了検査の受検手続き等については、「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアル」及び「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き」をご確認ください。

ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

栃木県建築行政連絡協議会 特定行政庁専門部会

